

Title	戦後ドイツにおける外国人労働者の居住の社会史
Sub Title	Wohnsituation der "Gastarbeiter" in der Bundesrepublik Deutschland in den 1960er und 70er Jahren
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2006
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.99, No.3 (2006. 10) ,p.557(205)- 576(224)
JaLC DOI	10.14991/001.20061001-0205
Abstract	<p>居住という公的な領域ではなく私的な領域を、戦後ドイツの1960年代、70年代のルール工業地帯における外国人労働者を例にして社会史的に考察する。前半では外国人労働者の単身用居住空間の政策の論理を明らかにする。外国人労働者の滞在が長期化するにつれて、家族の呼び寄せが恒常化し、かれらの居住空間が問題となった。本稿後半では、いかなる政策が講じられたのかを検討する。</p> <p>This study is a social history investigation of the private domain of a residence rather than one concerning a public domain; focusing on foreign workers living in the Ruhr industrial area in the 1960s and 1970s postwar Germany as a case study.</p> <p>In the first half, the study clarifies the logic behind policies on single dwelling spaces for foreign workers.</p> <p>As the duration of residence for foreign workers became long-term, they would routinely bring their families, and the problem of dwelling space became serious.</p> <p>The second half of the study reviews the policy actions that were implemented.</p>
Notes	小特集：社会史の実証と方法
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20061001-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後ドイツにおける外国人労働者の居住の社会史

Wohnsituation der "Gastarbeiter" in der Bundesrepublik Deutschland in den 1960er und 70er Jahren

矢野 久(Hisashi Yano)

居住という公的な領域ではなく私的な領域を、戦後ドイツの1960年代、70年代のルール工業地帯における外国人労働者を例にして社会史的に考察する。前半では外国人労働者の単身用居住空間の政策の論理を明らかにする。外国人労働者の滞在が長期化するにつれて、家族の呼び寄せが恒常化し、かれらの居住空間が問題となった。本稿後半では、いかなる政策が講じられたのかを検討する。

Abstract

This study is a social history investigation of the private domain of a residence rather than one concerning a public domain; focusing on foreign workers living in the Ruhr industrial area in the 1960s and 1970s postwar Germany as a case study. In the first half, the study clarifies the logic behind policies on single dwelling spaces for foreign workers. As the duration of residence for foreign workers became long-term, they would routinely bring their families, and the problem of dwelling space became serious. The second half of the study reviews the policy actions that were implemented.

戦後ドイツにおける外国人労働者の居住の社会史

矢野 久

要 旨

居住という公的な領域ではなく私的な領域を、戦後ドイツの 1960 年代、70 年代のルール工業地帯における外国人労働者を例にして社会史的に考察する。前半では外国人労働者の単身用居住空間の政策の論理を明らかにする。外国人労働者の滞在が長期化するにつれて、家族の呼び寄せが恒常化し、かれらの居住空間が問題となった。本稿後半では、いかなる政策が講じられたのかを検討する。

キーワード

居住, 外国人労働者, ルール工業地帯, 家族, 社会史

I. はじめに

本稿の課題は戦後ドイツの外国人労働者の居住を社会史的に考察することにある。社会史とは何かについて、概念的な考察をおこなうことに本稿の課題があるわけではないが、本稿で意図する社会史がどのような方向をめざしているかをあらかじめ明示しておくことは必要であろう。ここでは研究対象から浮かび上がる社会史研究のもつ意味を指摘しておきたい。外国人労働者の居住というテーマからは、居住と外国人労働者という二つの問題領域が生じている。

第一の居住であるが、居住が社会史という新たな視覚から考察されるようになってから実はすでにかなりの年月が経っている。ドイツにおける社会史研究は 1960 年代後半以後、「社会構造史」として登場し、政治史から社会の歴史へと大きくその照準を転換した⁽¹⁾。しかし社会構造史はその当初はもっぱら公的領域を扱っており、居住のような私的あるいは非公的な領域を独自の研究対象とすることはなかった。その点を批判し、歴史研究の対象として居住という領域をとりあげたのが Brüggemeier⁽²⁾ である。公的領域から私的領域へと考察の対象を転換させたこの流れは「日常史」という形でさら

(1) ヴェーラーやコッカの研究はすでに日本でもよく知られており、日本のドイツ社会史研究も蓄積されて久しい。文献については早島瑛「ドイツ・社会と国家のはざままで」竹岡敬温・河北稔編『社会史への途』(有斐閣, 1995 年)を参照。

(2) Franz-Josef Brüggemeier: *Leben vor Ort. Ruhrbergleute und Ruhrbergbau 1889-1919*,

に展開するにいたる。これに大きな影響を与えた歴史研究の一つは、ドイツの社会構造史でもあるいはフランスの社会史でもなく、むしろトムスン (E.P. Thompson) などの「下からの歴史」を主張するイギリスの社会史であった。⁽³⁾その後、居住の社会史について精力的に研究されるようになる。⁽⁴⁾

このように居住の社会史は、ドイツの史学史の中では、居住という生活の現場から歴史を考察するという「日常史」あるいは「下からの歴史」という意味をもち、他方で、社会全体の歴史の関連の中で居住を位置づけるという「社会の歴史」というもう一つの意味をもっている。後藤俊明氏によるヴァイマル期の住宅問題の政治社会史は住宅政策に焦点を絞った研究であるが、後者の意味において画期的な業績として位置づけられる。⁽⁵⁾

筆者のめざす社会史もその延長線上に位置するものと自己理解しているが、しかし本稿では上記の二つの意味での居住の社会史を展開できているわけではない。本稿は第一に、生活の現場での居住、第二に社会全体との関連での居住を社会史的に考察するまでにはいたっていないからである。むしろ本稿はその前提として、居住政策の策定過程とそこで働いた諸要因を明示することに限定している。

本稿の第二の問題領域は外国人労働者である。近年ドイツでは外国人労働者についても歴史研究は盛んとなってきた。一つの流れは Bade などのドイツ移民史研究であり、もう一つは Herbert などのナチ時代の外国人労働者に関する研究である。⁽⁶⁾こうした研究の上に、最近では戦後ドイツの外

München 1983.

- (3) 日常史については Detlev Peukert: “Neuere Alltagsgeschichte und Historische Anthropologie”, in: *Historische Anthropologie*, hrsg.v. Hans Süssmuth, Göttingen 1984; Peter Borscheid: “Alltagsgeschichte-Modetorheit oder neues Tor zur Vergangenheit?”, in: *Sozialgeschichte in Deutschland*, Bd.III, hrsg.v. Wolfgang Schieder und Volker Sellin, Göttingen 1987; Winfried Schulze (Hrsg.): *Sozialgeschichte, Alltagsgeschichte, Mikro-Historie*, Göttingen 1994. 山本秀行「方法としての日常生活」『社会史への途』所収, 井上茂子「西ドイツにおけるナチ時代の日常史研究 - 背景・有効性・問題点 -」『教養学科紀要 (東京大学教養学部)』(1987年3月)
- (4) Lutz Niethammer (Hrsg.): *Wohnen im Wandel. Beiträge zur Geschichte Alltags in der bürgerlichen Gesellschaft*, Wuppertal 1979; August Nitschke u.a.(Hrsg.): *Jahrhundertwende. Der Aufbruch in die Moderne 1880-1930*, 2 Bde, Reinbek 1990. 矢野久・ファウスト編『ドイツ社会史』(有斐閣, 2001年), 第10章参照。
- (5) 後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史』(未来社, 1999年)
- (6) Klaus J. Bade: *Vom Auswanderungsland zum Einwanderungsland? Deutschland 1880-1980*, Berlin 1983; ders.: *Sozialhistorische Migrationsforschung*, hrsg.v. Michael Bommes und Jochen Oltmer, Göttingen 2004; Hisashi Yano: “Migrationsgeschichte”, in: *Interkulturelle Literatur in Deutschland. Ein Handbuch*, hrsg.v. Carmine Chiellino, Stuttgart/Weimar 2000.
- (7) Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des “Ausländer-Einsatzes” in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985; ders.: *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980. Saisonarbeiter, Zwangsarbeiter, Gastarbeiter*, Berlin/Bonn 1986.

国人労働者に関する歴史研究が展開されている。⁽⁸⁾

1950年代末以後、外国人労働者がドイツ連邦共和国（西ドイツ）に大量に流入したが、彼らの居住状況はスキャンダルになってはじめて問題視されていたというのが現状であった。地方自治体、州、連邦のみならず、大企業の雇用・社会・居住政策のテーマになったのは社会的な問題となつたからのものであった。その際ドイツ側には、一定の街や通りに集中し、高家賃でひどくかつ狭い宿泊が外国人労働者の特殊な居住状況であり、こうした居住状況は外国人労働者自身の欲求と好みが原因であったという考えが存在していたように思われる。1970年代、80年代の社会科学的な調査は必ずしもこうした見解を確認していたわけではないが、外国人がドイツで社会問題化すると、彼らのこうした居住態度に問題の根源があるかのように考えられてきた。異なる他者の文化をもつとされた外国人を排除の対象とするのか、異なる他者の文化を尊重して多文化社会をめざすのかという根本的に異なる方向は、しかし以上のような外国人労働者の居住状況と居住欲求については共通していたように思われる。⁽⁹⁾

すでに1970年代以降、外国人労働市場や外国人の居住分布に関して、社会学や地理学的研究が積極的に遂行されてきた。とりわけ外国人の特殊な居住状況の空間的セグリゲーションの社会科学研究は多くの蓄積がある。日本でも山本健児氏が外国人労働者の地理学的研究を超えて社会的過程にまで踏み込んだ分析をおこなっている。⁽¹⁰⁾しかしこの空間的セグリゲーションの成立諸条件についてはかならずしもこれまでの社会科学研究によっては分析の対象とはされてこなかったと思われる。一方歴史学は、外国人労働者政策の歴史的考察はおこなってきたとはいえ、外国人労働者の空間的セグリゲーションはもとより、居住にまでその射程を延ばしてはいない。本稿は居住に焦点をあてて外国人労働者の社会史をめざすものである。

(8) Johannes-Dieter Steinert: *Migration und Politik. Westdeutschland - Europa - Übersee 1945-1961*, Osnabrück 1995; *Fremde Heimat. Eine Geschichte der Einwanderung aus der Türkei*, hrsg.v. Mathilde Jamin u.a., Essen 1998; Hisashi Yano: "Anwerbung und ärztliche Untersuchung von >Gastarbeitern< zwischen 1955 und 1965", in: *Migration und Krankheit*, hrsg.v. Peter Marschalck und Karl Heinz Wiedl, Osnabrück 2001; ders.: "Arbeitsmigration im Steinkohlenbergbau in der Frühphase der Bundesrepublik", in: *Kulturalismus, Neue Institutionenökonomik oder Theorienvielfalt. Eine Zwischenbilanz der Unternehmensgeschichte*, hrsg.v. Jan-Otmar Hesse u.a., Essen 2002; Karen Schönwälder: *Einwanderung und ethnische Pluralität. Politische Entscheidungen und öffentliche Debatten in Großbritannien und der Bundesrepublik von den 1950er bis zu den 1970er Jahren*, Essen 2001; Karin Hunn: »Nächstes Jahr kehren wir zurück...« *Die Geschichte der türkischen »Gastarbeiter« in der Bundesrepublik*, Göttingen 2005; Monika Mattes: »Gastarbeiterinnen« *in der Bundesrepublik. Anwerbspolitik, Migration und Geschlecht in den 50er bis 70er Jahren*, Frankfurt/New York 2005.

(9) 矢野久「労働移民とナショナリズム」慶應義塾大学経済学部編『マイノリティからの展望』（弘文堂、2000年）197頁以下参照。

(10) 山本健児『国際労働力移動の空間—ドイツに定住する外国人労働者』（古今書院、1995年）。

本稿は、外国人労働者に対する居住政策上の措置とそれと与えた諸要因ならびに居住政策の影響に考察の焦点を絞る。対象地域としては、就労外国人労働者の約 30 % を占めたルール工業地帯、対象時期としては 1960 年から 75 年までの時期に限定する。対象地域の限定は、居住の現場により接近するために、地域と職場に関連する資料を探索することに留意したからである。時期的限定は資料状況によるものであり、一次資料の公開に関する 30 年原則により 1975 年でもって考察を終了せざるをえない。

利用した一次資料は以下のドイツの文書館の一次資料である。

- ・連邦文書館 Bundesarchiv (BA と略記)
- ・外務省政治文書館 Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (PA と略記)
- ・ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館 Hauptstaatsarchiv Düsseldorf (HSAD と略記)
- ・ボーフム鉱業文書館 Bergbauarchiv Bochum (BBA と略記)
- ・ドイツ労働総同盟文書館 DGB-Archiv
- ・ヴェストファーレン経済文書館 Westfälisches Wirtschaftsarchiv (WWA と略記)
- ・企業文書館
 - マンネスマン Mannesmannarchiv
 - テュッセン・クルップ Thyssen-Krupp Archiv (TKA と略記)
- ・市立文書館 Stadtarchiv
 - エッセン Essen
 - ドルトムント Dortmund
 - ゲルゼンキルヒェン Gelsenkirchen
 - デュースブルク Duisburg

II . 居住形態と入国形態

外国人労働者の居住が 1960 年代、70 年代にどのように変化したのかを考察するに際し、いくつかの前提を確認しておく必要がある。

まず居住形態からみていこう。単身で居住する場所と家族で居住する場所の区別である。外国人居住政策の対象はまずは独身ないしは単身の外国人労働者であり、彼らの「宿舎」「Unterkunft」は主として寮や共同宿舎などであった。家族を呼び寄せることではじめて、いくつかの部屋からなる住宅「Wohnung」が関心の対象となった。

さらに居住場所が誰によって提供されたのかという問題である。個々の企業が直接あるいは公益住宅供給会社と提携して提供した寮や社宅と、自由な住宅市場で提供された部屋や住宅との区別である。後者では外国人労働者が自ら部屋を探す必要が生じた。

最後は外国人政策にかかわる問題である。居住政策とは直接の関係にあるようには思われないが、外国人労働者がドイツに入国した経路によっても居住状況は依存していた。入国の第一の可能性は、1950年代半ば以後、ドイツ連邦政府が各労働力流出諸国との間で締結した「募集協定」によるものである。第二の可能性は、外国人労働者がドイツの雇用主の直接の紹介を通して滞在許可証をもってドイツに入国するいわゆる「第二の道」である。これは通常の入国形態である。第三の可能性は、まず観光ヴィザで入国し、ドイツ企業の雇用証明を取得して滞在許可を獲得する道である。第四の可能性としては、不法入国⁽¹¹⁾である。

第一の「募集協定」では、ドイツ企業は宿泊場所の提供が義務づけられた。協定相手国において労働力募集を実施する公的なドイツ・コミッションに対し、ドイツ企業は適切な宿泊場所の提供が求められた。宿泊場所が適切かどうかを確認するために、ドイツの労働局がこの提出書類を調べる権限を付与された。協定で就業する外国人労働者がその家族を呼び寄せたいと思えば、企業は同じように適切な宿泊場所の面倒をみななければならなかった。これも当該労働局が調査するものとされ⁽¹²⁾た。この募集協定はイタリア政府とは1955年に、スペイン、ギリシャ政府とは1960年に、トルコ政府とは1961年に、ユーゴスラヴィアとは1968年にそれぞれ締結している。

しかし「適切」概念そのものの内容は募集協定のどこにも規定されていない。関連する規定はナチ時代の1934年12月13日の建設現場宿泊所に関する法律（追加措置としての59年2月21日細則令）であり、これは外国人労働者の居住最低条件とみなされた⁽¹³⁾。

しかし、後に述べるように、外国人労働者の居住は社会的問題となり、1964年4月1日になってようやく、イタリア人労働者宿泊所規則が発効され、一部屋には最高6人までしか居住を許されなくなり、また一人当たり最低4平方メートルの空間を確保するものとされた。この規則はイタリア人

(11) 矢野久「西ドイツにおける外国人労働者導入への道」『三田学会雑誌』第91巻第2号（1998年7月）、同「戦後西ドイツと外国人労働者」『大原社会問題研究所雑誌』No.474（1998年5月号）、同「戦後西ドイツにおけるイタリア人労働者の組織的導入—1955年独伊労働力募集協定の成立をめぐる」『三田学会雑誌』94巻1号（2001年4月）参照。

(12) Vereinbarung zwischen der Regierung der Bundesrepublik Deutschland und der Regierung der Italienischen Republik über die Anwerbung und Vermittlung von italienischen Arbeitskräften nach der Bundesrepublik Deutschland, in: *Bundesanzeiger* vom 17. 1. 1956, S.1 ff.

(13) Gesetz über die Unterkunft bei Bauten vom 13. Dezember 1934, in: *Reichsgesetzblatt*, I, 1934, S.1234; Ausführungsverordnung vom 21. Februar 1959, in: *Bundesgesetzblatt*, I, 1956, S.44.

労働者のみならず、全外国人労働者用の宿泊所に適用された。⁽¹⁴⁾

ドイツ企業が募集協定によらずに外国人労働者を雇用した場合、つまり第二と第三の道によって雇用した場合には、ドイツ企業は宿泊場所を提供する義務はなかった。外国人労働者が自身で居住場所を確保する必要があった。それに対応して労働局には彼らの居住状況を検査する権限は与えられなかった。

以上簡単に、外国人労働者の居住をめぐる政治的環境をみた。こうした居住形態と入国形態の違いを踏まえて、次章では単身用の居住（宿舎）、続く章で家族用の居住（家族用住宅）を考察することにする。

III . 宿舎

募集協定を通して外国人労働者を雇用する際に企業が提供しなければならなかった宿舎は、しばしば「バラック住宅（Wohnbaracken）」、「仮設宿舎（Behelfsunterkünfte）」と呼ばれていた。これらはその名の通り、上記の最低限の水準を満たしておらず、社会的問題となっていた。⁽¹⁵⁾ それゆえ、募集協定による外国人労働者の斡旋と雇用許可に権限を与えられた連邦職業紹介・失業保険所（Bundesanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung）（以下、連邦職安と略記）は、1960年、企業による外国人宿泊所建設を財政上援助し、居住の最低水準を留意する権限を付与された。連邦職安は1960年10月28日、連邦職安の公的資金援助による外国人宿泊所建設助成「原則」を決定した。それによれば、公的資金によって外国人宿泊所を建設する場合には、一部屋に4つ以上のベッドは許可されず、一人当たり最低4平方メートルを確保させることが条件とされた。1億ドイツマルクの提供によって、当初合計約4万の宿舎の建設が見込まれた。⁽¹⁶⁾

公的資金の助成による外国人労働者用宿舎は外国人労働者の居住最低水準を上回っていたが、しかし連邦職安は当初から、ドイツ人と外国人混合の寮を建設しないように助言していた。その根拠は、ドイツ人労働者用の宿舎とは異なり、外国人労働者用宿舎には「ずっと低い水準の奨励額しか予定」していなかったこと⁽¹⁷⁾にあった。ドイツ人労働者用の宿舎に対し外国人労働者用の宿舎は差別されていたということの意味している。

しかしこの公的資金の助成の対象となった外国人労働者はそれほどの数ではなかった。1962年に約63万人の外国人労働者が西ドイツに就業していたが、そのうち7万人が連邦職安によって助成さ

(14) Runderlaß der Bundesanstalt vom 13.4.1964, in: BA, B 149/22388; Runderlaß Innenminister NRW vom 7.4.1964, in: HSAD, NW 760-64.

(15) Schr. Deutscher Städtetag an BMA v.5.8.1960, in: PA, Abt.5/1304.

(16) “Die Unterbringung ausländischer Arbeitskräfte”, in: *Bulletin*, Nr.211 vom 10.11.1960, S.2039.

(17) Niederschrift über die Präsidentenbesprechung LAÄ am 12.10.1960, in: BA, B 119/1751.

れた寮などに寝泊りしていた。外国人労働者の 11 %に相当するにすぎない。⁽¹⁸⁾

第二、第三の道でドイツに流入した外国人労働者は外国人労働者全体のほぼ半分に相当していた。彼らの居住状況は、資料から確認できるかぎり、非常に問題のあるものであった。ドイツ外務省の担当者がメモしていたように、個別には「まさしく破局的な状態」が支配し、たとえば「10 平方メートルの部屋に 16 人のイタリア人が寝泊り」している例もあつた。⁽¹⁹⁾ それに対して労働局はなんら措置を講じていなかった。募集協定の道を経ない外国人労働者の宿泊には労働局はなんら権限をもっていなかったからである。⁽²⁰⁾ それゆえ、たとえば労働組合が営業監察局に通報してはじめて、こうした居住状況が明らかとなったように、制度化されていたわけではなかった。確かに営業監察局も権限をもっていなかったが、ひどい状態が公になり、スキャンダルとなることによって、ある程度の改善がなされることもあつた。⁽²¹⁾

しかし他方では労働局は、居住の調査の権限がある場合でも、その権限を実行しないということもあつたことは付言しておく必要がある。⁽²²⁾ そもそも、前述した適切な居住場所も労働局が個別に実地調査したわけではなく、企業が提出書類に提供宿泊所を簡単に記載することで、労働局は外国人労働者の協定による募集を許可していたのが実情であつた。

こうした権限の欠陥ゆえに、企業は独自の宿泊戦略を展開することが可能であつた。とりわけ鉱業では、1950 年代後半以後の石炭危機によって鉱業労働者数が激減し、宿泊所を求める鉱業労働者も減少していたため、⁽²³⁾ 鉱業部門での居住空間は確保されていたように思われる。しかし鉱業では同時に労働力不足が存在し、鉱業労働者の流出と同時に流入も増加するという事態が生じていた。こうした状況は鉱業企業の寮での流出入の増加という現象をもたらした。とりわけ外国人労働者の高い流入入が大きな問題となつていた。⁽²⁴⁾ 鉱業企業の寮担当者が指摘するように、寮は、外国人労働者

(18) Vorstandsinformation, zugleich Besprechungsgrundlage für die Sitzung des Rechts- und Verwaltungsausschusses am 14.11.1962 v. Abt. I BAVAV v. November 1962, in: BA, B 119/1438.

(19) Aufzeichnung Ref.505 AA v.26.10.1960, in: PA, Abt.5/960.

(20) Niederschrift über die Besprechung mit den Ausländerreferenten der Länder im BMI am 24.2.1961, in: BA, B 106/47427.

(21) Schr. DGB Kreisausschuß Tecklenburg an DGB-Bundesvorstand v.30.6.1961, in: DGB-Archiv, 24/3519.

(22) Schr. LAA Niedersachsen an den Direktor des Arbeitsamts Stade v. 12. Juli 1961, in: DGB-Archiv, 24/3519.

(23) Yano: "Arbeitsmigration im Steinkohlenbergbau".

(24) Niederschrift über die 119. Aufsichtsratsitzung Hüttenwerk Oberhausen AG am 10.10.1968, in: TKA, TNO/415; Niederschrift über die Betriebsrätevollkonferenz der Rheinlbe/Carolinenglück.Graf Moltke- und Hansa Bergbau AG am 21.Juni 1968, in: BBA 5/186.

の不定住性に基づいた「移行ステーション」という意味をもっていたのである。⁽²⁵⁾

企業は「満足のいく、部分的には卓越した」宿舍や寮を提供することもあった。しかしそれゆえに1962年に連邦住宅省が指摘したように、共同宿泊所ないし個別の宿泊所への外国人労働者の宿泊が十分であると評価できるかどうかは疑問である。⁽²⁶⁾ いずれにせよ、マンネスマン株式会社住宅会社がエッセン鉱業株式会社に提供した木造バラックの状態はあまりにひどく、エッセン鉱業株式会社の担当者は、「自分の会社の人間を宿泊させることなどできない。修繕しても依然として非人間的な状態であることはまちがいない」と書き記し、この提供を断っている。⁽²⁷⁾

しかしその一方で、異なる経営戦略もあったことは看過できない。マンネスマン株式会社の子会社マンネスマン鋼管は募集協定をほとんど利用していなかったようである。労働契約を終了して、ドイツでさらに就業先を探していた外国人労働者を採用していた。それによって労働力需要を充足させていたのである。マンネスマン鋼管が、この場合には外国人労働者に宿泊場所を提供する必要がないことを熟知していたことは留意するに値しよう。外国人労働者は住宅市場において自分で宿泊場所を求めねばならなかったのである。⁽²⁸⁾ 外国人労働者の居住問題の一つはまさにこの住宅市場にあった。

寮に入れられた募集協定による労働者もかなりの数がこの住宅市場を利用していた。一定の時期が過ぎると、寮から出て、支払い可能な部屋の条件がもっと悪くても別の村や町に引越したのである。⁽²⁹⁾ こうした事態がどの程度は生じていたかは不明であるが、労働局もこうした事実を確認している。

すでに述べたように、募集協定による外国人労働者の導入においては最初だけ検査の可能性があったが、契約を更新する場合には宿泊所の検査はされなかった。1965年6月によりやく連邦職安が、募集協定による外国人労働者の居住を更新時に検査する場合にはどのようにするべきかを議論しているにすぎない。⁽³⁰⁾ 協定によらない場合にはいずれにせよ企業には書類の提出の必要性もなかった。

(25) Vermerk über die Besprechung mit den Wohnheimverwaltern am 31.10.1968, als Anlage zu Schreiben der Hauptverwaltung der Essener Steinkohlenbergwerk AG, Essen, vom 22.11.1968, in: BBA 39/2320.

(26) Rundschr. BMWo v.11.7.1962, in: PA, Abt.5/1549; Schnellbrief BMWo an BMA v.26.10.1962, in: BA, B 149/22343.

(27) Aktenvermerk Hauptabteilung Einkauf der Bergbau AG Essen vom 29.4.1969, in: BBA 39/2324.

(28) Die Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer bei der Mannesmann AG (o.U.und o.D.), als Anlage zum Vorstandsprotokoll vom 12.10.1964, in: Mannesmann-Archiv, M 12.045.10, Bd.11, Map I.

(29) Auszugsweise Abschrift aus dem Protokoll der Tagung der Evangelischen Akademie Loccum über "Eigeninteresse und Stellvertretung" v. 16.-19.10.1963, als Anlage z. Protokoll der 16. Konferenz für Ausländerfragen der EKD am 16.4.1964, in: BA, B 149/8669.

(30) Ergebnisprotokoll über die 13. Sitzung des Vorstandsausschusses für Rechts- und Verwal-

その場合民間によって提供された宿泊所は、ゲルゼンキルヘン労働局主催の協議で指摘されたように、検査がないため、「外国人にとっても金銭的に支払い可能で適切な宿泊の必要条件にしばしば⁽³¹⁾ (対応)していなかった。」

以上のことから、企業の提供する宿泊場所と住宅市場による宿泊場所とでは居住条件が異なることが明らかとなる。しかし前者においても、すでに指摘したように、企業が公的資金の助成を獲得して外国人労働者用の宿泊場所を建設する場合には、連邦職安の「原則」に則ることが義務づけられたように、宿泊条件で差が存在していた。この「原則」による宿泊条件でさえ問題となり、1970年代に入ると改善が検討され、1971年4月には新しい規則が導入された。1971年4月以後、一部屋4人以上を禁止し、一人当たり最低8平方メートルを確保することが義務づけられた。⁽³²⁾

連邦職安による資金助成を具体的に実施する権限をもつ州労働庁はこの「1971年要綱」に基づいてベッド数を削減することができた。たとえばルール鋳業株式会社の計画では新築宿泊所に77のベッド数を予定していたが、72に減らされた。⁽³³⁾ したがって1971年要綱は企業にとっては「財政的な負担の強化」を意味するものであった。⁽³⁴⁾

現存の宿舍も1971年要綱にしたがって審査される対象となったことは重要な変更を意味した。これによって、不十分な宿泊設備は解体あるいは改築されねばならなくなった。時には寮の新築にいたることもあった。たとえばマンネスマン株式会社は要綱に基づき1973年以後1,494のベッドをもつ30の寮を手放している。というのは、これらの寮は「今日の考えにはもはや対応していない、あるいは最初から応急施設として考えられていた」からであった。残る21の古い寮でも一部屋当りのベッド数が削減され、設備は改善されている。⁽³⁵⁾

tungsfragen der Bundesanstalt am 24. 6. 1965 in: BA, B119/2693.

(31) Niederschrift über die Besprechung zur Bildung einer Arbeitsgemeinschaft für ausländische Arbeitnehmer am 5.11.1965 im Arbeitsamt Gelsenkirchen vom 12.11.1965, in: Stadtarchiv Gelsenkirchen, Ge/0 5777.

(32) Protokoll über die gemeinsame Sitzung des Ausschusses für Arbeit, Soziales, Gesundheit und Angelegenheiten der Vertreibenden und Flüchtlinge und des Ausschusses für Jugend, Familien und politische Bildung im Landtag NRW (7 Wahlperiode) am 1.9.1971, in: HSAD, NW 760-67.

(33) Schreiben des Landesarbeitsamtes Nordrhein-Westfalen an die RAG vom 8.4.1971, in: BBA 41/1028.

(34) Protokoll über die gemeinsame Sitzung des Ausschusses für Arbeit, Soziales, Gesundheit und Angelegenheiten der Vertreibenden und Flüchtlinge und des Ausschusses für Jugend, Familien und politische Bildung im Landtag NRW (7 Wahlperiode) am 1.9.1971, in: HSAD, NW 760-67.

(35) Personal- und Sozialbericht 1976 Mannesmann AG, S.43, in: Mannesmann-Archiv, M 21.074.

マンネスマン鋼管では1973年10月時点で企業所有ないしは企業が賃借した寮で3,129のベッド数をもっていたが、それは当企業に就業する外国人労働者の38%に相当している。マンネスマン鋼管は外国人労働者用にさらに約900のベッド数をもつ4寮の建設を計画しており、これは大きな企業福利厚生政策であったといえよう。⁽³⁶⁾

しかしそれでも全体として見ると、公的に助成された外国人寮は決して重要な意味をもつものではなかった。1973年に、ノルトライン・ヴェストファーレン州にある2,335の企業宿泊所には外国人労働者総数のわずか16%しか住んでいない。⁽³⁷⁾ しかもこれらの企業宿泊所の質はまちまちであった。1972年のノルトライン・ヴェストファーレン州労働相の委託調査(189の企業宿泊所)によると、46%もの企業宿泊所において、一人当りの居住空間が6平方メートル以下であった。州労働相フィゲン(Figgen)は「仰天するほどの像」と評価し、「しばしば欠陥のある設備であったが、それでもけっして手ごろな値段とはいえるものではない」と述べている。⁽³⁸⁾

したがって外国人労働者全体の84%に相当するその他の宿泊場所で生活する外国人労働者は、民間によって提供される宿泊所に居住していたことになる。しかも先の規定はまったく適用されないままであった。この間名称変更された連邦職安(Bundesanstalt für Arbeit)にはこうした居住場所への検査権限は依然として付与されていなかった。⁽³⁹⁾

1971年7月、不法入国した外国人労働者が一部屋に6人までもがぎっしりと寝泊りせざるをえなかった外国人労働者用宿泊所がいくつか発見された。こうしたひどい弊害に直面してデュースブルク市は、外国人用の不当な居住状況を除去する行動を開始している。⁽⁴⁰⁾

1972年夏にはノルトライン・ヴェストファーレン州内務相は各地方自治体に対し、地方自治体に付与されたかぎりでの外国人労働者用宿泊所に対する検査権限に注意を喚起している。それに対しドルトムント市住宅局は人員不足を理由にこうした課題を遂行できなかった。⁽⁴¹⁾

外国人労働者のひどい居住状況は証明できないと主張したエッセン市上級助役でさえ、1973年2

(36) Bericht KRG-GW (Rechtsabteilung Wohnraumbeschaffung..Yano) an PV Mannesmannröhren-Werke AG vom 30.11.1973, in: Mannesmann-Archiv, M 14.244.1, Bd.I.

(37) “Hohe Miete für schlechte Unterkunft”, in: SPD-Pressedienst vom 16.2.1973, in: HSAD, NW 372-390.

(38) “Hohe Miete für schlechte Unterkunft”, in: SPD-Pressedienst vom 16.2.1973, in: HSAD, NW 372-390.

(39) Protokoll über die gemeinsame Sitzung des Ausschusses für Arbeit, Soziales, Gesundheit und Angelegenheiten der Vertreibenden und Flüchtlinge und des Ausschusses für Jugend, Familien und politische Bildung im Landtag NRW (7 Wahlperiode) am 1.9.1971, in: HSAD, NW 760-67.

(40) Deutsche-Presse-Agentur vom 9.7.1971, in: HSAD, NW 372-389.

(41) Vorlage StA 64 (Dannebom) vom 7.8.1972 zur Sitzung des Ausschusses für Stadtanierung und Wohnungswesen am 24.8.1972, in: Stadtarchiv Dortmund, 164/001-232.

月開催の市行政会議で、「外国人労働者（トルコ人）の居住を市サイドで将来、抜き取り検査というやり方で監督する」ことを提案している。実態としては市当局が外国人労働者の居住を監督していなかったことを意味している。⁽⁴²⁾

このように、一方で外国人労働者に対する宿泊所政策が一定程度改善され、公的資金助成の枠内で建設される外国人労働者用宿泊所の基準も向上された。しかし他方で、外国人労働者の大半はこうした政策の対象とはならなかった民間住宅市場で確保される宿泊所を利用せざるをえなかった。こうした宿泊所政策をもたらした原因はいったい何だったのであろうか。

募集協定による外国人労働者の導入でさえ、彼らが長期にドイツ企業に就業し、ドイツに滞在することを前提とはしていなかった。就労期間は限定されており、したがって居住も期間が限定されたものと仮定されていた。他の道によってドイツ労働市場に入ってきた外国人労働者も同じように中短期の就労と居住が前提とされていた。しかも、外国人労働者はできうる限り簡素に生活することを欲し、宿泊所は一時的なもののみなしている、と想定されていた。宿泊所政策の説明のはじめにはかならずとっていいほど、こうした文言が確認できる。しかしながら、外国人労働者が流入した当初は妥当していたかもしれないが、しかし滞在が長期化するにつれ、こうした観念は現実とは一致しなくなった。もちろんこうした考えはドイツ側の欠陥のある情報に原因があるばかりではない。これは心理的な機能をもっていたように思われる。1962年7月の連邦職安理事会で、「まだ十分な居住条件が満たされていなかったドイツ人住民は冷遇されていると感じている」ことが問題とされた。⁽⁴³⁾ ドイツ人住民には外国人労働者への「理解と好意」が欠如しており、こうしたドイツ人住民の感情を政治家ならびに行政は考慮したのである。このことは、外国人労働者の感情に対しては政治も行政も配慮しなかったことを意味している。

本章の最初に述べたが、連邦職安はドイツ人と外国人の共同居住にならないよう助言していた。実際に1962年7月、連邦職安はある企業のドイツ人と外国人の混合寮の建設計画を拒否した。その理由は、ドイツ人基幹労働者用の宿泊所は「比較にならぬほど少ない人数とはるかに高い居住水準を見込んでいるため」、同じ建物にドイツ人と外国人労働者を寝泊りさせるのは「合目的的ではない」ということであつた。⁽⁴⁴⁾

(42) Auszug aus der Niederschrift über die Sitzung des Sozialausschusses (in Essen) vom 23.1.1973; Auszug aus der Niederschrift über die Sitzung der Verwaltungskonferenz (in Essen) vom 6.2.1973, in: Stadtarchiv Essen, 1000/366.

(43) Ergebnisprotokolle über die 13. Sitzung Vorstand BA am 17.7.1962, in: BA, B 119/2661.

(44) Schr. LAA Südbayern an BAVAV v.15.5.1962; Schr. BAVAV an LAA Südbayern v.6.7.1962, in: BA, B 119/2332.

IV. 家族住宅

以上述べたように、単身あるいは独身の外国人労働者にとって、自分たちが住むための居住空間を確保することさえ困難な問題であった。外国人労働者の就労が長期化し、家族と共にドイツで生活しようと思うと、たとえドイツに永住する気はなくても、いくつかの部屋からなる居住空間を探す必要が生じる。外国人労働者家族のための居住空間は確保されたのであろうか。

家族用住宅の問題は外国人労働者の家族呼び寄せと直接の関連性をもつ。まずは家族呼び寄せ規則に言及しておこう。すでに述べた外国人労働者募集協定は、ドイツ・トルコ協定を除いて、ドイツの行政当局は、外国人労働者が家族呼び寄せの申請をおこなうと、それに対し好意的に審査し、できうる限り早急に決定することを承諾している。トルコ人労働者においても、募集協定以外での入国の可能性があったため、家族の呼び寄せが実際におこなわれていた。家族呼び寄せ政策に対するトルコ政府側の批判に直面して、連邦内務省は1966年3月、各州内務省に対し、家族構成員用の適切な住居が証明されれば、募集協定国からの外国人労働者はドイツでの就労が一年経過すれば、家族を呼び寄せることが可能であると伝えた。こうして家族呼び寄せは年月の経過とともに自由化されていった。⁽⁴⁵⁾しかしその政策対象は募集協定諸国からの外国人労働者に制限されていた。

家族を呼び寄せていた外国人労働者はどのようなところに住んでいたのであろうか。すでに1960年代はじめに、いくつかの鉱業企業は、外国人労働者の社宅需要が上昇し、彼らの希望に応じることでのみ熟練のある外国人労働者が保持できることを自覚していたが、エッセン石炭鉱業株式会社の子会社であるルール鉱山(Zechegruppe Ruhrzechen)は、社宅を要求していたスペイン人労働者に対し、実際には社宅ではなく「木造仮設住宅」しか提供していなかった。将来的にも仮設住宅の建設しか想定していなかった鉱業企業もある。⁽⁴⁶⁾

企業から社宅あるいは企業提携社宅を提供されなかった外国人労働者は結局のところ、住宅市場で住居を探さなければならなかった。鉱業・エネルギー労働組合が1961年に指摘したところによれば、住宅市場で提供された住宅は「人を寄せつけないバラック」であった。⁽⁴⁷⁾

こうした状況に対してかなり早い時期に、連邦・州レベルで外国人労働者家族用住宅建設の助成

(45) Huhn: »Nächstes Jahr kehren wir zurück...«, S.185 ff.

(46) Niederschrift über die Besprechung mit den Betriebsratsvorsitzenden, deren Stellvertretern und den Sozialbeauftragten der Zechengruppe Ruhrzechen am 25.9.1961 vom 5.10.1961, in: BBA 39/2282. 同様の見解と実践は Lothringen 鉱業株式会社にも確認できる。Aktennotiz BAGL (Ab 59-10) v.9.5.1961, in: WWA, F34/668.

(47) Schr. IGBE an DGB- Bundesvorstand v. 9. Mai 1961, in: DGB-Archiv, 24/3519.

について議論されている。資料で確認できるかぎりでは、1960年11月の州労働相会議ではじめて外国人労働者の家族用住宅助成が扱われている。この会議は、連邦政府が外国人労働者家族用住宅に資金援助すべきであると議決している。この決議に基づいて、1963年8月、連邦労働省で担当者会議が開催され、話し合いがもたれた。しかし結局、連邦政府は外国人労働者家族用住宅に対し連邦資金による助成は不可能と決定している。⁽⁴⁸⁾

一方雇用主は、外国人労働者募集協定において、外国人労働者に対して家族用の居住場所を提供する義務は規定されていなかったとはいえ、家族用住宅を建設するために資金援助を獲得したい旨をすでに1961年に表明している。その理由は、外国人労働者が会社を辞めて、住宅事情の良好な地域へ移動しているからであった。住宅建設に対して資金援助を希望したドイツ雇用主連盟は、とりわけイタリア人に家族用住宅を建設し、しかも彼らの住宅需要は低いものであると想定していた。⁽⁴⁹⁾

雇用主連盟が外国人労働者の家族用住宅需要は小さいがゆえに、公的資金の助成を要請したのに対し、1962年に連邦住宅省は、外国人労働者家族用住宅需要はおよそ10%でかなり低く、それゆえに特別措置は必要ないという見解に立っていた。⁽⁵⁰⁾

しかし結局、職業紹介と失業保険に権限をもつにすぎない連邦職安が外国人労働者の家族用住宅への資金援助を決定し、それを前提として、連邦資金が提供されることになった。しかし、1966年に景気が悪化して連邦職安の財政が逼迫すると、外国人労働者家族用の住宅建設への出資を取りやめた。それに対し1966年以後、連邦政府は州による貸付供与に連邦資金を提供することを決めた。しかしここで指摘しておく必要のある点は、この時点で資金総額も住宅需要も知られておらず、したがって見通しも立っていなかったということである。⁽⁵¹⁾

しかし外国人労働者の家族用住宅需要は以上のような連邦レベルでの想定のように低かったのであろうか。外国人労働者の家族用住宅需要を示す資料で、なおかつ、州レベルでも連邦レベルでもファイルされていたが、実際には考察されることなく葬りさられた資料がある。リンブルク司教区のカリタス連盟 (Caritasverband der Diözese Limburg) とヘッセン・ナッサウのキリスト教社会事業団 (Innere Mission in Hessen und Nassau) による1962年の調査である。それによれば、16,200人のイタリア人のうち25%、4,900人のスペイン人のうち78%、11,000人のギリシャ人のうち40

(48) Niederschrift über die am 13.8.1963 durchgeführte Besprechung betr. Wohnungsbauförderung für ausländische Dauerarbeitskräfte und ihre Familienangehörigen, in: PA, Abt.5/1402.

(49) Niederschrift über das Informationsgespräch mit den Herren Ramacciotti und Wathélet von der Generaldirektion für Soziale Angelegenheiten der EWG-Kommission am 6.11.1961, in: PA, Abt.5/1549.

(50) Rundschr. BMWo v.11.7.1962, in: PA, Abt.5/1549; Schnellbrief BMWo an BMA v.26.10.1962, in: BA, B 149/22343.

(51) Bericht zum Fragenkreis "Betreuung ausländischer Arbeitnehmer" vom Arbeits- und Sozialminister des Landes NRW vom 10.2.1966, in: HSAD, NW 760-65.

%が家族を呼び寄せたいと思っていた。イタリア人とギリシャ人は住居に 200 ドイツマルクまで、スペイン人は 150 ドイツマルクまで支払う意思があった。⁽⁵²⁾ すなわち、外国人労働者の家族用住宅への需要は想定されていたよりもはるかに高かったのである。しかしこの資料は実際には検討の対象とされることなく、外国人労働者の家族用住宅需要は低いものとされたのである。

住宅市場で確保できる住宅事情はかなりひどいものであったようであるが、企業レベルで確認できるかぎりでも、外国人労働者家族用住宅の条件は多様であった。すでに述べたように、一方では木造仮設住宅しか提供していない企業もあった。1964 年 4 月、鉱業企業はゲルゼンキルヒェン外国人局と労働局に対し、仮設宿泊所を適切な居住空間として承認するよう申請した。ゲルゼンキルヒェン外国人局はそれに対し、実際に住宅が提供されているかどうかではなく、「いつどこで十分な居住空間を提供できるか」を申請書に明記すれば、「空間的に制限のある仮設宿泊所」を適切な住宅として了解している。⁽⁵³⁾

鉄鋼企業でもこうした住宅状況は確認できる。たとえばマンネスマン株式会社では 1962 年に 4,459 人の外国人労働者の約半分を企業所有あるいは企業提携の独身寮あるいは賃貸宿泊所で寝泊りさせていたが、外国人労働者には家族用住宅を提供していなかった。それゆえマンネスマンでは企業の主体性による家族呼び寄せは不可能であった。⁽⁵⁴⁾

しかし他方ではオーバーハウゼン精錬所の鉱山部門のような例もある。労働者総数の 9.5 % を占める 1,262 人の外国人労働者のうち、178 人に対し家族用住宅を提供している。1963 年 5 月末に約 250 人の外国人労働者が本企業住宅管理部署に社宅希望の申請をしている。外国人労働者の家族用住宅事情が良かったばかりではなく、需要も高かったことが明らかになる。⁽⁵⁵⁾

相対的に良好な住宅を提供していた鉱業企業でさえ、企業によっては適切な家族用住宅を提供していなかった企業もあったと考えられるが、どのくらいの外国人労働者が企業に提供された住宅に居住していたのであろうか。ゲルゼンキルヒェン市と周辺地域を含むゲルゼンキルヒェン労働局担当地区では、1965 年に、1,352 の外国人労働者家族のうち 30 % が企業あるいは企業提携によって提供された住宅ないし寮で生活していた。しかし残る 70 % を占める 944 家族は「家族向きではない」

(52) Anlage zu Schr. Minister für Landesplanung, Wohnungsbau und öffentliche Arbeiten des Landes NRW an Präsidenten LAA NRW v.11.4.1962, in: DGB-Archiv, 24/3505.

(53) Niederschrift über die am 27.4.1964 durchgeführte Besprechung über Ausländerfragen zwischen Ausländeramt Gelsenkirchen, Arbeitsamt Gelsenkirchen und Zechengruppe Consolidation und Hauptverwaltung BAG ohne Datum, in: BBA 41/851.

(54) Personal- und Sozialbericht Mannesmann AG 1962, S. 18, in: Mannesmann-Archiv, M 21.074.

(55) (Vorbericht) zur 86. Aufsichtsratsitzung Hüttenwerk Oberhausen AG am 17.7.1963, in: TKA, TNO/496.

民間住居で生活していたことを意味している。⁽⁵⁶⁾

ノルトライン・ヴェストファーレン州全体ではどうであったろうか。外国人労働者の家族居住状況は1966年はじめには改善されたように思われるが、しかし38,000の外国人労働者家族のうち、半分は「家族向きではない」住居に住んでいた。連邦職安によれば、こうした家族向きではない居住を強いられた外国人の約5分の2はそれ以外の居住を欲しなかった。しかしこの数値は、残る5分の3を占める4,000人の外国人労働者は家族向きの住居を欲していたことを示している。⁽⁵⁷⁾

こうした外国人労働者の欲求は充足されなかったばかりではなく、とりわけ民間の住宅市場では外国人労働者はしばしば賃貸し人の非社会的な要求にさらされた。ケルンのドイツ賃借人協会は1970年にこうした外国人労働者用の住宅の家賃を「暴利」と特徴づけているくらいである。それは、外国人労働者が一方で経験が欠如していること、他方で、定住所証明書の提出が義務づけられていることによって、法外に高い家賃を請求されているからであった。⁽⁵⁸⁾

こうした事情はノルトライン・ヴェストファーレン州労働省も確認しているところである。1971年の州労働省調査によれば、外国人に賃貸された住居一戸当り居住人数は州平均の2倍であり、家賃は31%高く、しかもはるかにひどい状態の住居であった。聞き取り調査の対象となった外国人のうちほとんど80%が、家賃が高くなっても、もっと条件の良好な住宅に移る意思を示している。⁽⁵⁹⁾

こうした外国人労働者の家族用住宅への需要に対応する、より中期的な住宅政策への移行は1970年代に入ってからのことである。国家・州レベルというよりはむしろ企業レベルで始まった。しかもその労働力政策との関連でより中期的な住宅政策が考えられるようになった。前述したようにマンネスマン株式会社は、すでにドイツに滞在する外国人労働者を中途採用する労働力政策を展開していたが、1970年には、「ふさわしい外国人を基幹労働者に編入できるように」家族を大規模に呼び寄せる必要性を認識するようになった。⁽⁶⁰⁾ マンネスマンは外国人労働者用家族住宅建設資金を利用

(56) Niederschrift über die Besprechung zur Bildung einer Arbeitsgemeinschaft für ausländische Arbeitnehmer am 5.11.1965 im Arbeitsamt Gelsenkirchen vom 12.11.1965, in: Stadtarchiv Gelsenkirchen, Ge/0 5777.

(57) Ergebnisprotokoll über die 19. Sitzung des Vorstandsausschusses für Rechts- und Verwaltungsfragen der Bundesanstalt am 18. 2. 1966, in: BA, B119/2693; Ergebnisprotokoll über die 19. Sitzung des Vorstandsausschusses für Rechts- und Verwaltungsfragen der Bundesanstalt am 18. 2. 1966, in: BA, B119/2693.

(58) Ruth Lindenberg: “Gastarbeiter müssen Phantasiepreise für Wohnungen bezahlen”, in: Deutsche-Presse-Agentur vom 12.8.1970, in: HSAD, NW 372–389.

(59) Minister Werner Figgen in “Zwischen Rhein und Weser” (23.8.1971), in: Gehört und Gesehen vom 24.8.1971, in: HSAD, NW 372–389.

(60) Niederschrift über die Aufsichtsratssitzung der Mannesmann AG am 4.2.1970, in: Mannesmann-Archiv, M 11.167.3.

することを決めたのである。⁽⁶¹⁾ 2年後、10,352人の外国人労働者（労働者総数の25.4%）を雇用していたマンネスマンは706外国人家族を社宅に住まわせている。これは確かに少なからぬ企業の福利厚生政策の成果であるといえる。しかしマンネスマン全体の社宅総数18,395軒の3.8%を占めるにすぎず、決して多いとはいえない。それでも対外国人労働者住宅政策のある程度の変更を示すものではある。⁽⁶²⁾ ルール鉱業株式会社は、どれくらいの外国人労働者家族がこの企業住宅に居住し、どれくらいの外国人労働者が家族用住宅を欲しているか、わからないとしながらも、⁽⁶³⁾ 1972年8月、外国人労働者にかなりの住宅需要があることを強調している。⁽⁶⁴⁾

しかし、家族呼び寄せと家族向きの居住提供に価値を置くこうした企業とならんで、外国人労働者家族がいったい全体一緒に住むことができているのか、どのように居住しているのかという問題にまったく無関心の企業も同様に存在していたのも事実である。⁽⁶⁵⁾ ドイツ企業の外国人労働者住宅政策の基本的な政策転換が生じたというわけではないということは同時に強調しておく必要がある。

何がこうした外国人労働者住宅政策の政策転換を阻止していたのであろうか。その重要な理由の一つは、同じ企業に就業するドイツ人労働者の欲求の存在である。マンネスマン株式会社取締役会の指摘するように、ドイツ人労働者の住宅需要が「完全には充足されていなかった」からである。⁽⁶⁶⁾ ドイツ労働総同盟でさえ、「住宅を探しているドイツ人の不利にならないよう」気を配っていた。⁽⁶⁷⁾

しかもこのドイツ人労働者の欲求は、企業レベルを超える意味合いをもっていた。たとえばエッセン市は、「外国人労働者の住居をドイツ人住民と混合させる」努力をしたが、こうした努力の成果はドイツ人住民の心構えに依存することを認識していた。⁽⁶⁸⁾ ドルトムント市は1972年、市内北部の再開発地区での新築居住者に聞き取り調査を実施している。その中の一つの質問項目は、同じ建物

(61) Niederschrift über die Aufsichtsratssitzung der Mannesmann AG am 14.5.1970, in: Mannesmann-Archiv, M 11.167.3.

(62) Personal- und Sozialbericht Mannesmann AG 1972, in: Mannesmann-Archiv, M 21.530; Personal- und Sozialbericht Mannesmann AG 1971, in: Mannesmann-Archiv, M 21.530.

(63) Niederschrift über die 6. Sitzung des Arbeitskreises Wohnungswirtschaft (der Ruhrkohle AG) am 31.7.1972, in: BBA 41/1027.

(64) Niederschrift über eine Besprechung zwischen der Ruhrkohle AG und deren BAGs – Abteilung Wohnungswirtschaft – und der Treuhandstelle für Bergmannswohnstätten im Rheinisch-westfälischen Steinkohlenbezirk G.m.b.H. am 10. August 1972, in: BBA 41/1027.

(65) Schreiben 330 (Ausländeramt) an Beig. Neumann vom 21.3.1971, in: Stadtarchiv Essen, 1048/65.

(66) Niederschrift über die Aufsichtsratssitzung der Mannesmann AG am 3.5.1963, in: Mannesmann-Archiv, M 11.167.2.

(67) Notizen des DGB-Bundesvorstandes o. D., als Anlage z. Schr. de Haan an Stephan v. 8. 6. 1965 [Vorlage zum Pressegespräch am 18. 6. 1965], in: DGB-Archiv, 24/3381.

(68) Auszug aus der Niederschrift über die Sitzung der Verwaltungskonferenz am 20.4.1971, in: Stadtarchiv Essen, 1048/65, Bl.303.

の同居者として外国人労働者をどう思うかであった。聞き取りを受けた人の50%が否定的な意見を述べている。⁽⁶⁹⁾ これは、市の住宅局担当者が指摘するように、外国人労働者との間の具体的な「ひどい経験ではなく、偏見によるもの」であった。⁽⁷⁰⁾

これはエッセン市やドルトムント市に限られる現象ではない。ノルトライン・ヴェストファーレン州の社会福祉事業団の1971年9月の会議で確認されたように、家屋所有者ないしは家主の多くは、「外国人家族が住居をあまりにひどく住み荒らす」という理由で外国人家族を拒否していたし、また、ドイツ人住民自身が外国人家族との共住を拒否していたのである。⁽⁷¹⁾

ドイツ人労働者、さらにドイツ人住民の存在が、外国人労働者に対する住宅政策にきわめて重要な影響を与えていたことは以上の企業や地方自治体レベルでの例から明らかとなろう。その影響は州レベルにまで達していた。ノルトライン・ヴェストファーレン州内務省では住居を探している外国人のために、住宅の「割り当て」制度の導入を一時的に言及した。しかしすぐにこの案を廃棄している。その理由は、住宅を探しているドイツ人に「感情的な攻撃を招く」とされたからである。⁽⁷²⁾ ドイツ人への配慮が重要な役割を演じていたことが明らかであろう。

このように、外国人労働者に対する住宅政策は、1970年代に入ってある程度の変化が見られるようになったとはいえ、ドイツ人住民の意向を尊重することによって、従来そのままにとどまらざるをえなかった。こうした外国人労働者住宅政策にもかかわらず、あるいはそれとは無関連に、外国人労働者は自分の家族をドイツに呼び寄せた。それによって民間の住宅市場の状況は一層先鋭化し悪化した。ドルトムント市住宅局が1972年1月に指摘しているように、「多くが、バラックや、継続的には住居に適していない、建築法上は認可されないような宿泊所で住んでいる。」しかしそれに対し、きちんとした検査もまた情報基盤も存在しなかった。「それゆえ、公的に助成されていない住居で住んでいるかぎり、外国人家族の居住についてまったく証拠をあげることはできない。」⁽⁷³⁾

(69) Vorlage StA 64 (Dannebom) vom 4.1.1973 zur Sitzung des Ausschusses für Stadtsanierung und Wohnungswesen am 25.1.1973, in: Stadtarchiv Dortmund, 164/001-234.

(70) Vorlage StA 64 (Dannebom) vom 7.3.1973 zur Sitzung des Ausschusses für Stadtsanierung und Wohnungswesen am 15.3.1973, in: Stadtarchiv Dortmund, 164/001-234.

(71) Protokoll über die gemeinsame Sitzung des Ausschusses für Arbeit, Soziales, Gesundheit und Angelegenheiten der Vertreibenden und Flüchtlinge und des Ausschusses für Jugend, Familien und politische Bildung im Landtag NRW (7 Wahlperiode) am 1.9.1971, in: HSAD, NW 760-67.

(72) Protokoll über die gemeinsame Sitzung des Ausschusses für Arbeit, Soziales, Gesundheit und Angelegenheiten der Vertreibenden und Flüchtlinge und des Ausschusses für Jugend, Familien und politische Bildung im Landtag NRW (7 Wahlperiode) am 8.10.1971, in: HSAD, NW 760-67.

(73) Vorlage StA 64 vom 19.1.1972 zur Sitzung des Ausschusses für Stadtsanierung und Wohnungswesen (Stadt Dortmund) am 27.1.1972, in: Stadtarchiv Dortmund, 164/001-232.

古い建物やひどい設備，相応に安い家賃をもつ家屋からなる一定の市街地や通りに外国人家族が集中する事態は，外国人労働者の相対的に低い購買力の結果でもあったが，しかしそれは外国人住民の意図によるものではなかった。こうした集中はたとえばドルトムント市北部に存在した。しかしそうした事態が確認されるのは，「その欠陥のある住居をまったく改築せず，こうした古い建造物を賃貸しすることから多大な利益を上げている」民間の家主においてであった。⁽⁷⁴⁾ 外国人住民の居住実態は，こうした住宅事情の被害の結果であったといえよう。

1972年のノルトライン・ヴェストファーレン州内務省の回状条令を根拠に，ドルトムント市は，1973年9月，住居監督遂行と暴利家賃の調査を含めた弊害除去のための機関を設置した。176の住宅と203の宿泊所をもつ47の建物を検査した結果，32件で建物ないし住居に欠陥，13件で定員オーバー，2件で暴利家賃が確認されている。⁽⁷⁵⁾

他の市では住居監督はこれほどうまく機能していないように思われる。ゲルゼンキルヒェン市のトルコ人労働者協会は1974年7月，なぜドイツ当局はトルコ人のひどい住居条件を気につけないのか，と詰問している。⁽⁷⁶⁾

V. 結論

政府間の外国人労働者募集協定を通してドイツにきた外国人労働者は，寮あるいはバラックなど共同宿泊所での寝泊りの機会を企業から提供された。そこではドイツ人からは切り離された生活を送った。こうした企業宿泊所は公的資金の助成を受ける場合には，基準にしたがった建造物を提供しなければならなかった。しかしこの基準そのものは一定程度改善されたとはいえ，後追いかつ漸次的に改善されたにすぎなかった。外国人労働者の宿泊そのものについては，最低の基準はナチ時代の建設現場の宿泊所である。

本稿の考察対象時期に一定の改善をみたが，労働局の検査対象になったのは募集協定による外国人労働者に限定され，しかもこの検査も実際にはそれほど実践されていたわけでもなかった。連邦政府，州政府，労働行政は確かに外国人居住に関する監視権限を拡大したとはいえ，必ずしもそれを実行しなかった。一部は人員不足により，また一部は企業がこうした統制に抵抗したからであった。

しかしながら，ほとんどの外国人が住んでいた民間の宿泊場所はこうした当局の監視下にはなかつ

(74) Schreiben Hauptverwaltung Hoesch Werk AG an Uhlenbrock (Oberverwaltungsrat) Amt für Wohnungswesen Stadt Dortmund vom 24.11.1972, in: Stadtarchiv Dortmund, 164/001-234.

(75) Kurzbericht StA 64/4 über das Jahresergebnis 1973: Wohnraumvermittlung, Wohnungskontrolle und Wohnungsaufsicht vom 9.1.1974, als Anlage zur Sitzung des Ausschusses für Stadt-sanierung und Wohnungswesen am 17.1.1974, in: Stadtarchiv Dortmund 164/001-236.

(76) “Als Menschen dritter Klasse”, in: Westd.Allg.Zeitung vom 20.7.1974, in: Stadtarchiv Gelsenkirchen, Ge/0 5453.

た。こうした弊害が公になってはじめて当局の関心の対象になることがしばしばであった。

こうした外国人労働者の宿泊場所の劣悪さに加えて、ドイツ人住民の感情が政策上の転換を阻止するのに大きな役割を果たしていた。

外国人労働者家族住宅においても、以上のような状況を確認することができる。ここでは以下の点だけを指摘しておきたい。総じて企業所有の住宅は民間の住宅市場によって賃貸された住居よりは状態は良かったと考えられる。企業の中でも家族住宅の事情は多様であり、全体として一般的な住宅事情を描き出すことは不可能であろう。部分的には外国人労働者は、自分たちの一時的な生活設計に対応してひどい住宅条件を承認していたように思われる。しかしながら、メディアや連邦・州の省庁で流布されていた見解とは異なり、たいていの外国人労働者はドイツ人と同じ質の住居を許容できる価格で欲していたし、また、ドイツ人から孤立して生活する気もなかった。彼らはドイツ人の居住空間のただ中で住みたかったのである。しかしまさにこうした居住願望はドイツ人住民の態度を背景にして展開された居住政策によって挫折したのである。⁽⁷⁷⁾

本稿は社会史の方法という観点でみればいかなる意味をもっているのか、最後にこの点を考察しておきたい。

第一に、居住というテーマそのものがすぐれて社会史であるということである。居住という人々の生活空間は権力と人々（ここでは外国人労働者）とが対峙する場である。しかもドイツ人という社会の多数派と外国人労働者というマイノリティが向かい合う場である。権力とマイノリティの間に社会の多数派がからむことで、問題は一層錯綜している。本稿は権力との関係で企業や地方自治体という〈中間的存在〉を媒介させることで、居住をめぐる問題を立体的に浮き彫りにすることをめざした。

第二に、文書館の一次資料、記録された文書に依拠した経験的実証的研究であることである。連邦省庁から州省庁レベルを経て市レベルの資料、経済文書館、鉱業文書館を経て企業文書館の資料群に依拠する実証的研究である。これ自体は社会史であるかどうかとは無関係であるとはいえ、社会史の方法が一次資料に基づく実証的研究であることを強調しておきたい。

第三に、外国人労働者の居住〈政策〉を跡づけること自体は社会史であるとはいえない。むしろ政治史的な実証的研究である。しかし外国人労働者の居住〈実態〉に迫ろうとすれば、社会史の領域に入ってくる。それを明らかにする根拠として利用した資料が企業と都市文書館の一次資料であることによって、産業・企業レベル、地域レベルでの居住実態の考察は政治史的な政策の歴史研究

(77) 立場は異なるが、山本氏はエスニック・マイノリティの空間的セグリゲーションへと変容する地理学的プロセスと社会過程との相互連関を描いている。とくに『空間』第7章。

を超えるものであり、社会史の領域に入ってくる。

第四に、本稿は、居住実態を如実に表現する可能性を大いにもつと考えられるオーラル・ヒストリーを実践してはいない。文書館に残された聞き取り調査の結果を利用しているにすぎない。オーラル・ヒストリーを媒介にして日常史による社会史研究の方向転換にはいたっていない。この聞き取り調査はいわゆる省庁の文書類とは異なり実態に直接かかわる資料と位置づけており、ここではあくまでも史実の補完として利用している。

第五に、本研究の出発点としては生活空間全体の中で居住を位置づけ、社会全体との関連で居住を把握することをめざしているが、本稿は外国人労働者の居住をめぐる問題の一部、とりわけ居住政策にかかわる問題へ照準をあてた個別実証研究である。その意味で限定された考察にとどまるものである。より社会史的な研究の展開は今後に期待するしかない。

(経済学部教授)